

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定しました

神奈川県住宅供給公社 行動計画

女性従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、継続就業が可能となる雇用環境の整備・多様な働き方を実現するため、次のとおり行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和4年3月31日から令和7年3月31日まで（3年）
- 2 内 容

目標：女性労働者の平均勤続年数を現在の8.5年より1年以上伸ばす

<対策>

- 令和4年4月～ 仕事と生活の両立を図るために利用できる制度（※1）の説明資料を作成・配布するなど、従業員にわかりやすくお知らせするとともに、制度の拡充を検討する
- 令和4年4月～ 所定外労働時間の削減及び年次有給休暇取得促進の取組み（※2）を引き続き進める
- 令和4年4月～ 職員登用制度など優秀な人材の活用及び多様な働き方を推進し、組織力の強化と従業員の雇用維持を図るための新たな人事制度の検討を進める

※1 育児介護休業制度、育児に関する短時間勤務制度、時差出勤制度、テレワーク制度

※2 ノー残業デー及びノー残業推奨デーの徹底、月いち有給休暇取得促進

以 上

【本件お問い合わせ先】総務部 総務広報課：杉崎、古屋

電話番号：045-651-1842（平日8時30分～17時30分）